

愛媛ブランド材ロゴマーク及び名称使用承認要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛媛県（以下「県」という。）が作成した愛媛ブランド材ロゴマーク及び名称（以下、ロゴマーク等という。）について、知事が第三者にロゴマーク等の使用を承認する際の基準等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 ロゴマークとは、別記1記載のシンボルマーク及びロゴタイプを組み合わせたものをいう。

2 名称とは、「媛すぎ」「媛ひのき」という。

(品質の基準)

第3条 ロゴマーク等の使用承認に係る品質の基準は、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 製材品については、愛媛県内のJAS（日本農林規格）認定工場（人工乾燥構造用製材・機械等級区分構造用製材）で生産され、別記2に示す品質基準を満たすJAS規格製品であること。
- (2) 集成材又は直交集成板（以下「CLT」という。）については、愛媛県内で生産されたJAS規格製品であること。
- (3) 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材（以下「枠組壁工法用部材」という。）については、愛媛県内で生産されたJAS規格製品であること。
- (4) 木造建築物については、前3項の品質基準を満たす製材品、集成材、CLT及び枠組壁工法用部材を、主要部材（柱・土台・梁・桁（CLTについては床・壁・屋根、枠組壁工法用部材については縦枠・上下枠・土台・床根太・端根太・頭つなぎ））の概ね8割以上使用したものであること。

(利用態様の基準)

第4条 ロゴマーク等の使用承認に係る利用態様の基準は、次の各号の全てを満たす場合とする。ただし、縦横の比率及び文字の色調変更について、知事がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。

- (1) シンボルマーク及びロゴタイプの一部を分解して使用しないこと。
- (2) 縦横の比率を変更していないこと。
- (3) 色調は、緑系統を基本とし、ピンク、黄色、黄緑、黒を使用することができる。

(使用承認手続)

第5条 ロゴマーク等を使用しようとする者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を、知事に提出しなければならない。

- (1) 製材品、集成材、CLT及び枠組壁工法用部材へ使用する場合
 - ① 愛媛ブランド材ロゴマーク等使用承認申請書（様式第1号）
 - ② 定款、規約又はそれに準ずる書類
 - ③ JAS認定工場であることを確認できる書類
 - ④ ロゴマーク等を使用したデザイン案
 - ⑤ その他知事が必要と認める書類
- (2) 建築物へ使用する場合
 - ① 愛媛ブランド材ロゴマーク等使用承認申請書（様式第1号の1）
 - ② 定款、規約又はそれに準ずる書類

- ③ 主要部材の木拾い表
 - ④ ロゴマーク等を使用したデザイン案
 - ⑤ その他知事が必要と認める書類
- 2 知事は、提出があった申請書等を審査し、第3条及び第4条の基準に適合し、かつロゴマーク等の信用又はイメージを失墜させるおそれがないと認めるときは、使用を承認し、愛媛ブランド材ロゴマーク等使用承認書（様式第2号・第2号の1）を交付するものとする。

（使用承認等の期間）

第6条 ロゴマーク等の使用の期間は、承認の日から3年以内とする。ただし、更新することを妨げない。

（使用の廃止）

第7条 第5条の規定に基づきロゴマーク等の使用承認等を受けた者は、使用承認の期間中に製品等への使用を中止したとき、又は、第3条及び第4条の基準に適合しなくなったときは、愛媛ブランド材ロゴマーク使用廃止届出書（様式第3号）を、知事に提出しなければならない。

（使用料）

第8条 ロゴマーク等の使用料は、無償とする。

（報告及び調査等）

第9条 建築物への使用を承認されたものは、主要部材の木拾い表に応じた製材品、集成材、CLT及び枠組壁工法用部材の納品書の写しを提出しなければならない。

2 知事は、必要があると認めたときは、ロゴマークの使用承認を受けた者に対し、報告を求め、若しくは調査を行い、又は指示を行うことができる。

（使用承認等の取消し）

第10条 知事は、ロゴマーク等の使用承認を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認を取り消し、公表することができる。この場合において、使用の承認を取り消された者は、取消しによって生じたいかなる損失も県に請求できないものとする。

- (1) 使用承認を受けた製品、使用目的、使用方法以外でロゴマーク等を不正に使用したとき。
- (2) 第3条及び第4条の基準に適合しなくなったとき。
- (3) 使用承認の条件に違反したとき。
- (4) 使用承認等を受けた者が法律に違反した行為をしたことが判明し、ロゴマーク等の信用又はイメージを失墜させるおそれがあるとき。
- (5) 正当な理由がなく、前条に規定する報告若しくは調査を拒み、又は指示に従わなかったとき。
- (6) その他ロゴマーク等の使用承認等を行う趣旨に反する行為をしたとき。

（普及啓発物品へのロゴマークの使用）

第11条 第5条の規定にかかわらず、知事は、ロゴマーク等の普及、定着を図るため、必要と認めるときは、ロゴマーク等を、第3条に定める製材品、集成材、CLT及び枠組壁工法用部材以外の普及啓発物品や冊子、県産材を使用した木製品等（以下「普及啓発物品等」という。）に使用させることができる。

2 普及啓発物品等にロゴマーク等を使用しようとする者は、次に掲げる書類（以下「届

出書等」という。)を、知事に提出しなければならない。

- (1) 愛媛ブランド材ロゴマーク等使用届 (様式第4号)
- (2) 定款、規約又はそれに準ずる書類
- (3) ロゴマーク等を使用したデザイン案
- (4) イベントを実施する場合は、その概要が確認できる書類
- (5) その他県が必要と認める書類

3 知事は、提出があった届出書等を審査し、ロゴマーク等の信用又はイメージを失墜させるおそれがないと認めるときは、届出書等を受理するものとする。

4 第6条から第9条の規定は、普及啓発物品等にロゴマーク等を使用する場合に準用する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用、又は普及啓発物品等への使用については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

この要綱は、平成25年2月27日から施行する。

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

この要綱は、令和元年8月5日から施行する。

この要綱は、令和3年3月12日から施行する。